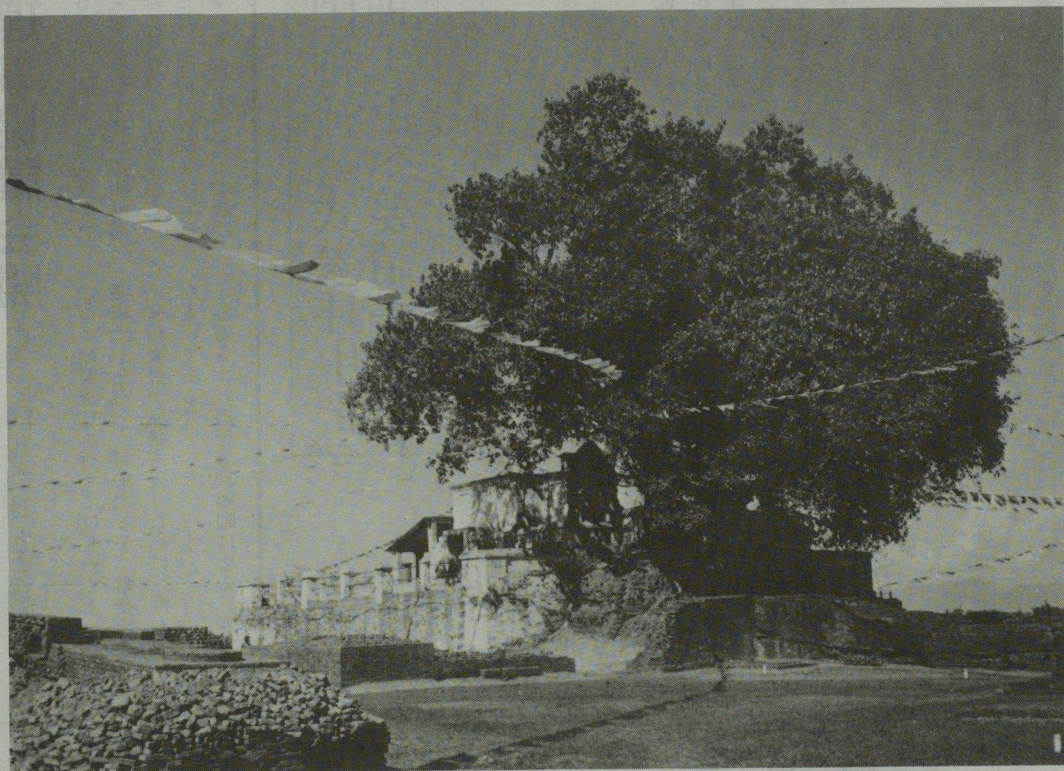


No. 3 2 1

全 仏

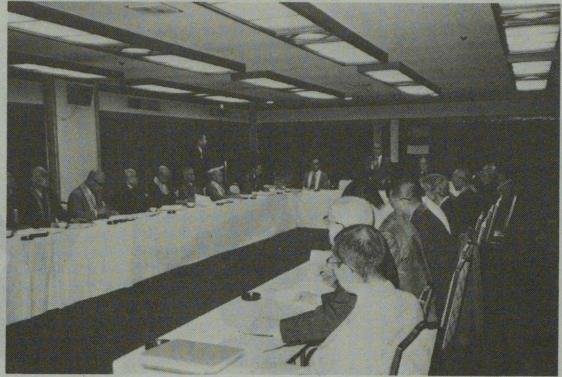
9/61



第15回WFBネパール大会を待つマヤ堂

写真は、仏陀誕生の図が祭られているルンビニー園、マヤ・デビ寺院（マヤ堂）である。第15回WFB（世界仏教徒会議）ネパール大会が、本年11月に開催されるにともない、全日本仏教会からも阿部野竜正会長をはじめとする一行が、この聖地を訪れる。

全日本仏教会



開かれた常務理事協議会

常務理事協議会開く 同和委員と協議

七月二十四日午後一時から、東京グランドホテル「芙蓉」を会場に、同和推進に関する常務理事協議会が開催された。
これは去る三月、部落解放研究所（宗教部会）より申し入れのあった「業論に
七月二十四日午後一時から、東京グランドホテル「芙蓉」を会場に、同和推進に関する常務理事協議会が開催された。
これは去る三月、部落解放研究所（宗教部会）より申し入れのあった「業論に
ついて問題提起を行ってほしい」という要請に本会がどう対応するか、常務理事と同和委員が協議を行うために、開かれたものである。
協議会は若槻理事長導師による三帰依

靖国神社公式参拝中止 総理大臣へ要請書提出

川島・斎藤部長が自民党本部へ

去る八月六日、川島総務部長と斎藤曾根康弘自民党総裁・内閣総理大臣あ
社会部長は自由民主党本部を訪ね、中
ての「靖国神社公式参拝中止の要請」書を

反対声明文

靖国神社公式参拝中止の要請

本会は、これまで一貫して靖国神社を巡る諸問題に重大なる関心を払い、憲法第二十条「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」にしたがって、「靖国神社法案」、「靖国神社公式参拝」に関し、過去五回に亘り声明を発表して反対の意志表明を行っ

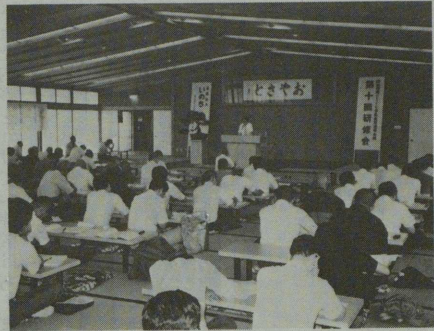
てきた。
しかしながら昨年八月十五日に、首相及び閣僚が、官房長官の私的諮問機関である「閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会」の答申に基づき、靖国神社に公式参拝を強行したことは、憲法の精神を解釈によって歪曲するものであり極めて遺憾なことであった。
靖国神社は、明白に宗教法人であり、戦没者を神霊として祀る神社であり、純然たる宗教団体、宗教施設である。
したがって、この靖国神社に首相及び閣僚が公式参拝をすることは、それがいかなる形式であれ、憲法に規定す
る「信教の自由」、「政教分離の原則」に違反し、また「国務大臣の憲法擁護義務」にも違反するものであることは疑いの余地がない。
ここに本会は、重ねて首相及び閣僚の靖国神社公式参拝に関し反対の声明を発表するとともに、この公式参拝が繰り返し行なわれないよう強く要請するものである。
昭和六十一年八月六日
財団法人 全日本仏教会
自由民主党総裁
内閣総理大臣
中曾根康弘 殿

文唱和で始まり、挨拶の後、座長に理事長を選び、協議に入った。最初に北角同和委員長が、この協議会が開かれるに至った趣旨を説明、大山同和推進部長が事務上の経過報告を行った。
その後約三時間にわたって、出席者より質問や意見が述べられた後、宗教部会における本会の発表内容が承認を受けた。提出した。

これは、本会がここ十数年の間に五回に亘り「靖国神社法案」、「靖国神社公式参拝」に反対の声明を発表してきた経緯をふまえて、信教の自由に関する委員会（朝枝実杉委員長）が決定したものである。

寺院用具
浅草通り五鳳会加盟店
株式会社 浜田商店
東京都台東区寿2-10-9 (地下鉄田原町駅前)
電話 代表(841) 4965

第10回同宗連研修会



友永健三氏による基調講演

37団体、百余名参加

「取り組み報告会」浄土真宗本願寺派、高野山真言宗、カトリック教会から、同和問題に対していかに取り組んでいるかが報告された。続いて、映画『人間の街』の上映と懇親会が行なわれ、一日目を終えた。

二日目は、午前八時より分散会。約十名ずつ十の部屋に分かれてのグループディスカッションである。四時間にわたって、それぞれの部屋で、各地における差別の実態報告や意見交換が行なわれた。そこでの模様や話し合いの成果は、昼食後に行なわれた全体会において、各班の記録係によって報告された。

全体会の後、閉会式が行なわれ、午後三時に解散。二日間の日程を終えた。短い期間であったが、参加者の熱意とあいまって、非常に充実した、かつ意義の深い研修会であった。

「いのち・愛・人権展」 池袋西武で

去る八月二十二日から二十七日まで、「いのち・愛・人権展」(部落解放同盟中央本部・部落解放研究所・松本治一郎記念会館主催)が、東京池袋の西武百貨店七階の大催事場において開催された。本会もこれを後援している。

開会式には、大谷光真部落解放基本法制定要求国民運動中央実行委員会会長、小野一郎同宗連議長、東京都副知事らも臨席し、本会からは、野口事務総長、大山同和推進部長、石川財務部長が出席した。

会場には、結婚差別で生命を断った青年の遺書、部落地名総鑑、差別落書き等々の展示があり、部落差別の生々しい現実・歴史を知らしめている。期間中には本会関係者を含め多数の入場者があったが、この展示会が部落差別撤廃、人権擁護の推進への理解となったことであろう。

第2回部落解放基本法制定を求める

宗教者総決起集会

〔日時〕
昭和六十一年九月三十日(火)
正午から午後四時まで
〔会場〕
東京・九段会館
〔主 題〕
いのちある限り共に生きよう
〔基調講演〕
広瀬 杲
〔証 言〕
李 清一
〔記念講演〕
町田宗夫
〔問い合わせ〕
全仏・同和推進部

僧衣・和服用洋傘のご案内

厳

「厳」は大型サイズ。
(一般洋傘の1.5倍、骨も2倍の16本使用)

和傘の美しさに、洋傘の丈夫さと軽さを加えて、風雅に仕上げました。



限定注文販売

- 商品番号K-210 厳(大) 価格12,000円
- 商品番号K-200 厳(小) 価格10,000円

()は小のサイズ

●お問い合わせ・資料請求・ご注文は
洋傘の専門メーカー
榊原産業株式会社・通販部
〒101 東京都千代田区神田須田町1-5 TEL. 03(255)3331 代
通信販売協会会員

「席貸し」問題で折衝

国税庁と全仏委員ら

去る七月九日、国税庁において「席貸し」問題についての折衝が行われた。

「席貸し」問題というのは、昭和五十一年に、都内の某寺院が本堂を葬儀に貸し、それが席貸業として課税の対象になってしまったという事が発端となつてクローズアップされた問題である。

全仏からは、長谷川顧問弁護士、中村税務委員、石川財務部長、瀬戸同次長、国税庁側は、戸島法人税課々長補佐ならびに成松法人税課審査係長が出席した。

この折衝は、六月の税務委員会で協議された内容をうけて、「葬儀はあくまでも宗教活動であり、どのような場合においても収益事業として扱うのはおかしい」

という本会の見解を示したものである。

基本法制定要求 第五波中央集会

数千人が参加して

部落解放基本法制定要求国民運動中央実行委員会（会長・大谷光真浄土真宗本願寺派門主）主催の第五波中央集会が、去る七月十七日午後一時より東京の中央区中央会館で約千人が参加して開催された。

中央集会是午後二時にて終了し、ただちに全国の差別事件報告集会に移行して、最近の各地での部落差別の実態についての報告がなされた。

第19回 日本仏教文化会議

公開シンポジウム

第十九回日本仏教文化会議は、左記の通り決まりました。

テーマ 「仏と酒と男女の仲」

「仏教倫理と現代」

日時 昭和六十一年十月十五日(水)

会場 東京神田「学士会館」(本館)

基調講演 中村元(東方学院院长)

パネラー 望月良晃(立正大学仏教学部講師)

部講師)

パネラー

奈良康明(駒沢大学副学長)
花山勝友(武蔵野女子大学教授)

佐伯真光(相模工業大学教授)

他

総合司会 武藤義一(埼玉工業大学学長)

長)

先着二〇〇名

どなたでも参加できます。

来日のギヤネンドラ 殿下に謁見 大使公邸で



ギヤネンドラ殿下を囲んで

ルンビニー開発のための団体「ルンビニー・トラスト」の委員長であるギヤネンドラ殿下(ネパール、ビレンドラ国王の弟)が来日され、七月二十三日午前十時に、ネパール大使公邸(東京・目黒)にて、本会の加藤海晃ルンビニー復興日本仏教委員会実行委員長、小田原利仁同総務部会長、事務総局より野口事務総長、杜多国際文化部長、小峰同次長の計五名が謁見した。

従来あつたネパール国内のルンビニー開発委員会(ロク・タルシャン委員長)は解散し、新たに「ルンビニー・トラスト」が設立されている。

ルンビニー開発計画の最高責任者としてギヤネンドラ殿下は、「今後ますますルンビニー開発計画の推進に努力していきたい」と述べられた。最後に、本年十月に開催される第十五回WFBネパール大会での再会を約束して謁見を終えた。

WFB

ネパール大会

11月27日から6日間

第十五回WFB(世界仏教徒会議)ネパール大会が、WFBネパールセンター主催のもとに、本年十一月二十七日より十二月二日までの六日間、ネパール、カトマンズにおいて開催されることとなつた。今回の大会テーマは「ルンビニー、

世界平和のシンボル」である。第六回WFBY(世界仏教徒青年会議)も同時開催されるということもあり、大きな盛り上がりが見込まれている。

ところで、この第十五回WFBネパール大会にあわせて、全日本仏教会では、

第15回WFB大会参加とルンビニ参拝の旅

旅行期日／昭和61年11月25日(火)～12月2日(火)〈8日間〉

旅行代金／おひとり様 320,000円

募集人員／30名様 (最少催行人員15名様)

募集締切日／昭和61年10月末日 (但し、満員になり次第〆切ります。)

ご日程

日次	早日曜	地名	現地時間	交通機関	予 定	食 事
1	11/25 (火)	東京(成田) バンコック	12:00 17:55	航空機	(バンコックエアポートホテル泊)	昼:機内 夕:ホテル
2	11/26 (水)	バンコック カトマンズ	10:00 14:00	航空機 専用バス	着後:カトマンズ市内観光 (カトマンズアンナプルナ泊)	朝:ホテル 昼:機内 夕:ホテル (夕食会)
3	11/27 (木)	カトマンズ			午前中、自由行動 午後:第15回WFB大会開会式参加 (カトマンズアンナプルナ泊)	朝:ホテル 昼:ホテル 夕:ホテル
4	11/28 (金)	カトマンズ バイルワ ルンビニ バイルワ		航空機 専用バス	ルンビニ視察 (ルンビニホテル泊)	朝:ホテル 昼:機内 夕:ホテル
5	11/29 (土)	バイルワ ポカラ		専用バス	(クリスタルホテル泊)	朝:ホテル 昼:ランチ ボックス 夕:ホテル
6	11/30 (日)	ポカラ カトマンズ バンコック		航空機 航空機	(バンコックシェラトンホテル泊)	朝:ホテル 昼:機内 夕:ホテル
7	12/1 (月)	バンコック		専用バス	バンコック市内観光 水上マーケット、エメラルド寺院 王宮等 夕食は、さよならパーティ (バンコックシェラトンホテル泊)	朝:ホテル 昼:レストラン 夕:レストラン
8	12/2 (火)	バンコック 東京(成田)	08:40 18:00	航空機	着後、解散	朝:ホテル 昼:機内

ご注意:発着時間、交通機関等は変更になる場合がございます。

企画主催 全日本仏教会
旅行主催 日本交通公社 団体旅行東京中央支社

ツアーを企画している。
WFBネパール大会に出席し、釈尊生誕の聖地ルンビニを訪ね、風光明媚で名高いネパール第二の盆地ポカラをめぐるなど、充実したプログラムが組まれた

ツアーである。
なお、このツアーには、第十五回WFBネパール大会に来賓として招待されている阿部野竜正全仏会長(高野山真言宗管長)も同行される。

※ WFB大会開会式に公式に出席できるのは、このツアーの参加者にかぎります。

ツアー参加者 募集のお知らせ

全仏では、ツアー企画「第十五回WFB大会参加とルンビニ参拝の旅」の参

加者を募集しております。日程等ツアーの要領は左記のとおりです。参加希望の方は、全日本仏教会国際文化部まで電話でお申し込み下さい。
電話 ○三三四三七一九二七五

すでに多くの人が指摘されたように、部落差別の歴史は随分長いものである。いわゆる封建時代になって初めて形成されたのではなく、その根ざすところは大変古く且つ複雑であるが、いずれにしても人間の作ったもの、とくに日本における差別は、過去の日本の社会の産物である以上、今日の我々が力を合わせて必ず解消せねばならない、また必ず解消できるものに違いない。そのことは現代の人間ならば誰で

を重ねて、いずれも適切な措置が講じられたのは、おそまきながらも喜ぶべきことである。

また根本の依り所とする『法華経』に、差別言語とみるべき用語が存在するものも、たしかな事実であって、これについては勸学院の院議の中で、それぞれの意見を出し合い、学習したことも有益であったと思う。次にまた、従来出版された布教資料その他の文書の中に、妥当でない言語のあるものは、

問題だ、ということとは充分承知しておりながら、進んでこれに取組もうとはしない、そういう傾向が少なからずあると思う。その原因はもとよりいろいろあるであろうが、何か言うところと揚足をとられたり、変に誤解されたりしてその結果、自分だけでなく周囲の人々にまで、大変に迷惑をかけることになるのでは？というような心配があるので、はなからうか。

しかしそういう点を憂慮する余り、

同和推進のために

まず自由な論議を

天台宗観山学院教授 清田寂雲

も知っており、疑問の余地はないはずであるが、事実には多くの真剣な努力にもかかわらず、前途なお樂觀を許さない。

わが天台宗においても、つい近頃になつてから、ある地方の一部寺院で「差別戒名」が発見され、まるで他人事のように考えていたわれわれを驚愕させた。さいわい宗門当局と当該寺院の関係者たちが、ただちに真剣な検討

一回収・訂正が行なわれつつあるのは、もとより当然のことながら、まずまずとすべきである。こうした急務的処置はできるだけ早く終了して、さらに前進することが、今日の課題でなければならぬ。

さてそれについて常に考えさせられるのは、同和問題は今われわれが直面する、重大なことがらであり、決して他人事ではない、お互い一人一人の大

この問題を避けて通ることは、今日の社会では絶対にできない。同じ仏教の流れを汲むものとして、特に宗門人同志は、それこそ腹藏なく意見を出し合つて、その中から今後の具体的な方策を見出すように、力を合わせるべきではないか。議論の課程では未熟な意見も陳べられよう、あるいは見当ちがいの説も出ないとは限らぬが、それらについては逐一、正しく建設的に批判し

是正し合つて、そうした議論を通じてお互いの理解を深め、執るべき態度をあやまらないように努めたい。

伝え聞くところでは、封建時代においてすら「誠忠の余言なれば差し構いなし」ということもあった由である。つまり、決して悪意で言ったのではなく、忠義一途の思いで熱心のあまり、ついつい言葉が過ぎたもの、と認められる場合には、(言葉の過ぎたこと自体は、よくないのであるけれども)あえて咎め立てはしない、というのである。お互い同志でアラ探的な批判や、議論のための議論になつたりしないよう、よくよく心がけたいものである。

もし、われわれが疑心暗鬼におちいり、ものいえば唇寒しとか、さわらぬ神に祟りなし、などと敬遠して「対岸の火災」視していたとすれば、時日を経過してもその割には、見るべき進展はないのではなからうか。よく言われるように遠い将来にかけた夢ではなくて、おそくも二十一世紀には「差別」を持ち越すまい、と誓うからにはまずお互い、真正面から、卒直に語り合う場をできるだけ多く設けようではないか。これは必ずしもわが宗団だけではないかも知れないが、万事に悠長な天台宗では、特にその感を深くするものである。

税制改正に向けて

(上)

長谷川正浩

これは、去る六月十日の都道府県仏教会代表者会議における長谷川正浩全仏顧問弁護士の講演を抄録したものである。税制の抜本的な改正が叫ばれている今、宗教法人はどのように対処すべきなのか。今回と次号は法律相談をお休みさせていただき、特別記事を掲載する。(文責編集部)

今回の税制改正問題で重要なことは、最近、宗教法人を他の公益法人と分離して考えようではないかという声が上がっていることです。これは一見、宗教法人を保護するのに見えますが、実はそうではないと思っています。

たとえば、金融収益への課税問題について、通常の財団や学校法人の収益に二十パーセントの課税をされると、その部分だけ確実に事業が縮小されてしまいます。そのことは数字によって明確に示すことができます。同じようなことは、宗教法人にもいえると思います。ただこれだけ課税するとこれだけ宗教活動に障害がおこるといって、これは現在のところありません。しかも宗教法人の場合、その活動は金融資産収益とともに檀信徒の布施によってもささえられています。この二つの関係は宗教法人の種類、規模や運営方針その他により千差万別です。ですから、課税されるとどれだけ活動が低下する

かということ全体として数字に表わすことは不可能といえます。しかし課税されれば、活動の低下は他の社団や財団と同じように確実です。しかも行革でますます公益法人の社会的使命が重要視されているわけですから、公益法人のなかで一番数の多い宗教法人としては、他の法人とともに、公益法人全体のあり方を考えていかなければなりません。私たちとしては、学校法人やその他の財団、医療法人等と分断されないように頑張る必要があります。

だいたい、既成教団の金融収益へ課税をしてみても、そんなに税金がとれるものではないと私は思うんです。ところが、宗教法人というのは外から見るとよくわからない面が非常に多い。しかも、国税庁が発表した資料をうのみにした新聞報道なんか、一般世論をおおっている状況ですと、あまり担税力(税金を担う力)がないにもかかわらず、宗教法人の金融収益に課税し

てしまうのではないかと思わざるを得ません。税率のアップについても、すべて中小企業なみの三十二パーセントぐらいにしたいというふうなことが考えられています。そういったことを政府の税調、自民党の国会議員や代議士の先生のなかにも考えている人がたくさんいますから、我々は今後どうしなければならぬかということなんです。ただ単に不公平ではないとか、税金がかけられるのはいやだとかいうような感覚なことだけでは対処できません。どうして課税してはいけないのか、という理論を構築しなければいけないと思います。ところがこれが非常に弱いのです。私は、宗教法人に課税すべきではないという理論は存在すると思っています。具体的にどのようなことが考えられるか、私なりに考えてきたことをお話しします。

私が考えるに、重要なポイントは、宗教法人を含む公益法人においては基本財産の処分や運用に関する収益に対しては、課税をしてはいけない、ということだと思います。この原則を改め確認することが重要だと思っております。

基本財産とは、ある目的のもとに積み立てられた財産、財団や宗教法人でいえば基本金です。お寺でいえば本堂や庫裡、鐘楼、山門、仏堂などです。こういうものを処分したり利用したりした収益については、主に宗教活動から入ってくる収益ですから税金をかけてはいけないとい

うことです。宗教活動ではない場合であっても税金をかけることが原則だと思います。基本財産からの収入で法人を運営するのが、一番安全なやり方からです。基本財産の処分とは本堂や庫裡を売却した時のような場合です。これは現在でも課税されません。

また基本財産の運用の収入の中の典型的なものが金融資産収益です。これは現在課税されていませんが、これに課税しようという議論もまた今盛んです。境内地や宅地、本堂や庫裡、会館などを第三者に貸して賃料をもらう。これは基本財産の運用収益ですが、この場合は課税される場合があります。それは、不動産賃貸業や駐車場業にあたる場合です。また、昭和五十九年から席貸業として課税される場合もできました。すなわち本堂をお葬式に借すと、席貸業だというわけです。本堂をたとえ他宗派のお坊さん、他宗派のお葬式に借すということは、宗教家という観点からのよしあしは別として、これは基本財産の運用からの収入で、しかも、財産の極めて安全な運用のほずです。そして、その基本財産からの収入は、本来の活動にしか使えないわけですから私としては、このように安全で確実であるようなものから税金をとるようなことをしてはいけないと思うのです。

(つづく)

主催 全仏 困碁大会

来月六日!
ぜひご参加を

参加希望の方は、A(五段以上)、B(三・四段)、C(初二段)、D(二級以下)、E(五級以下)のクラスを選んで全仏国際文化部までお申し込み下さい。
日 時 昭和六十一年十月六日(月) 午前十時から

会 場 真宗大谷派・枳殻邸(京都)
参加資格 全仏加盟団体所属の僧侶
参加費 一万円(昼食・懇親会費等含む)

競技方法 オール五先
審 判 藤田梧郎六段
申込締切 昭和六十一年九月三十日

訂正 前号、暑中広告の曹洞宗事務庁の記事において、「管長 梅田信隆」を誤って、「管長 丹羽廉芳」と掲載いたしました。ここに訂正するとともに、つつしんでお詫び申し上げます。

『事務局長録事』

- 〔七月〕
- 一日 曹洞宗差別戒名法要
- 二日 第三回同和委員会
- 三日 日宗連税制特別委員会
文化会議運営委員会

- 八日 局内会議・都民お盆まつり
- 十日 第四回同和委員会・法律相談
- 十六日 日宗連税制特別委員会
- 十七日 第五波基本法中央集会
基本法で自民党へ要請
- 十八日 基本法実行委員会
- 二十一日 局内会議・ギャネンドラ殿下
レセプション
- 二十三日 ギャネンドラ王子謁見
ルンビニー総務部会
- 二十四日 常務理事と同和委員との協議
会・法律相談
- 二十五日 第二回信教の自由に関する委
員会
- 三十日 基本法実行委員会
- 〔八月〕
- 四日 局内会議
- 五日 基本法実行委員会
- 六日 基本法実行委員会
公益法人説明会
靖国神社公式参拝中止の要請
書提出
- 八日 基本法準備委員会
- 十九日 基本法実行委員会
- 二十日 日宗連税制特別委員会
局内会議
- 二十二日 「いのち・愛・人権展」開会
セレモニー
- 二十六日 日宗連税制特別委員会
日宗連理事會
- 二十七日 第五回同和委員会
- 二十八日 臨濟宗大徳寺派訪問
法律相談
- 二十九日 比叡山宗教サミット発会式

生活は、体温。



ゆとり、ふくらまそうね。中期国債ファンド

笑っていますか、大きな声で。持っていますか、口ずさむ歌。いきいきエブリデイ。ぬくもりと、ゆとり。大切な貯蓄も、そんな暮らしのためのものでありたいですね。いかがですか、有利さで便利さで、いま注目の中期国債ファンド。毎月複利でふえつづけ、しかも出し入れが自由。みなさんの資金も、上手に活かすなら、ひとまずは中期国債ファンドへ。夢が、ゆとりが、ふくらみます。弾みます。

預ける貯蓄から、ふやす貯蓄へ。

山一證券

〒104 東京都中央区八重洲2の4の1
☎(03)276-3181(代表)

※中期国債ファンドの設定・運用は、山一投信委託 ※お申込みの際は受益証券説明書をご覧ください。

昭和六十一年九月一日発行
九月号 第三二二号

発行人 野口善雄 発行所 財団法人 全日本仏教会

〒一〇五 東京都港区芝公園四一七―四
電話 〇三三四二七九二七五